

厚生労働科学研究費補助金難治性疾患等政策研究事業

「間脳下垂体機能障害における診療ガイドライン作成に関する研究」研究班作成の
成長ホルモン分泌不全性低身長症の診断の手引き（平成 26 年度改訂）

I 主症候

1 成長障害があること

- ①通常は、身体のみりあいはとれていて、身長は標準身長の $-2.0SD$ 以下、あるいは身長が正常範囲であっても、成長速度が 2 年以上にわたって標準値の $-1.5 SD$ 以下 であること
- ②通常は、身体のみりあいはとれていて、身長は標準身長の $-2.0SD$ 以下、あるいは身長が正常範囲であっても、成長速度が 2 年以上にわたるか否かを問わず標準値の $-1.5 SD$ 以下 で経過していること

2 乳幼児で、低身長を認めない場合であっても、成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合

3 頭蓋内器質性疾患や他の下垂体ホルモン分泌不全がある場合

II 検査所見

成長ホルモン(GH)分泌刺激試験として、インスリン負荷、アルギニン負荷、L-DOPA 負荷、クロニジン負荷、グルカゴン負荷、または GHRP-2 負荷試験を行い、下記の値が得られること：インスリン負荷、アルギニン負荷、L-DOPA 負荷、クロニジン負荷、またはグルカゴン負荷試験において、原則として負荷前および負荷後 120 分間（グルカゴン負荷では 180 分間）にわたり、30 分毎に測定した血清（漿）中 GH 濃度の頂値が 6 ng/ml 以下であること。GHRP-2 負荷試験で、負荷前および負荷後 60 分にわたり、15 分毎に測定した血清（血漿）GH 頂値が 16 ng/ml 以下であること。

III 参考所見

- 1 あきらかな周産期障害がある。
- 2 24 時間あるいは夜間入眠後 3~4 時間にわたって 20 分毎に測定した血清（血漿）GH 濃度の平均値が正常値に比べ低値である。
- 3 血清（漿）IGF- I 値が正常値に比べ低値である。
- 4 骨年齢が暦年齢の 80%以下である。

[判定基準]

成長ホルモン分泌不全性低身長症

1. 主症候が I の 1①を満たし、かつ II の 2 種類以上の分泌刺激試験において、検査所見を満たすもの。
2. 主症候が I の 2 あるいは、I の 1②と 3 を満たし、II の 1 種類の分泌刺激試験において検査所見を満たすもの。